

7 いじめや暴力の未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることや学校が認知できていないものもあり得ることを十分に認識し、「香川県いじめ防止基本方針」にしたがって、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等、学校組織全体で取り組むことが大切である。また、暴力行為については、児童生徒一人一人の特性を共感的に理解し、組織的対応等について共通理解を図るとともに、児童生徒の規範意識や道徳性・社会性が高まるよう教育活動の充実に努めることが大切である。各学校においては、その学校固有の生徒指導に関する課題について全教職員が共通理解を図るとともに、課題に対して組織的、機能的に対応できる指導体制の構築を目指す。

児童生徒理解の深化

- ◇学校の教育活動全体を通じて、全教職員で児童生徒を多面的・共感的・総合的に理解し、的確な把握に努めることにより、児童生徒理解の深化を図り、児童生徒との信頼関係を築く。
 - ・児童生徒の生徒指導上の問題行動等を把握し、全教職員での共通理解
 - ・学校間や校種間において生徒指導上の情報を共有し、問題行動等の未然防止を目指した効果的な連携の推進

人間関係づくりと自己指導能力の育成

- ◇自己の生き方に向き合い、自己実現を達成するために、社会や集団の変化に対応しながら主体的に自己の判断、責任において自らの行動を決定していく能力の育成を目指す。
 - ・学級や学年、学校の枠を超えた児童生徒の交流活動の充実
 - ・学校教育活動全体を通して、児童生徒の自発的、自治的活動の推進

生徒指導体制の充実と関係機関等との連携

- ◇問題行動等に対する危機意識を持ち、全教職員による校内指導体制の構築を図るとともに、SNS等の利用による交遊関係の広域化や、心理面に関する専門的な判断の必要性等、学校だけでは対応できない問題に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートチーム等を活用しながら、実態に応じて警察や児童相談所等の関係機関と連携し、生徒指導体制の充実に努める。
 - ・学校だけでは対応が難しい生徒指導上の課題について、「チーム学校」として、心理や福祉、司法等の専門スタッフ（SC、SSW等）を効果的に活用し、ケース会議を行う等、対策を協議
 - ・教職員の教育相談に関する研修や校内組織の見直しを行う等、問題行動の未然防止や早期発見、早期対応に向けた教育相談体制の充実
 - ・「学校いじめ防止基本方針」に則った組織対応と記録、必要に応じた基本方針の見直し・改善
 - ・非行防止や立ち直り支援、再非行防止等を目指した関係機関との緊密な連携

■関連資料

- 教育基本計画指標（県学習状況調査質問紙調査）

指 標	現 状	令和7年度の目標
「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」との質問に、「思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 86.9% 中学校2年生 82.5%	現状を上回る水準

- 県教育委員会作成リーフレット等

- ◆ 「子どもは待っています 先生のあたたかい手を～暴力行為を起こす児童生徒の立ち直りに向けた望ましい支援～」
https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/15170/tachinaori_1.pdf
- ◆ 「自己有用感を高める3つの視点」いじめ・不登校・暴力行為等の未然防止事業（心の交流事業）
https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/15170/kokoronokoryu_a4_web_1.pdf

